

四日市市上下水道局告示第42号

四日市市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年10月4日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱の一部を改正する要綱
四日市市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱（平成17年上下水道局告示第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条に規定する処理区域の区域外から公共下水道に接続することについて必要な事項を定めることにより、公共下水道の有効利用及び適正な維持管理を図ることを目的とする。</p> <p><u>2 四日市市（以下「市」という。）において、法第2条に規定する処理区域は、全体計画及び事業計画に基づき、整備を行うものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>全体計画</u> 公共用水域の水質環境基準を達成するために、公共下水道を整備することが最も効果的として、<u>市</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条に規定する処理区域の区域外から公共下水道に接続することについて必要な事項を定めることにより、公共下水道の有効利用及び適正な維持管理を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>全体計画区域</u> 公共用水域の水質環境基準を達成するために、公共下水道を整備することが最も効果的とし</p>

が定める下水道基本計画をいう。

(2) 事業計画 下水道を設置するに当たり、法第4条により市が定めた計画をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 接続管 使用者の汚水を使用地から供用管へ放流するために、使用者が公道下へ設置する排水施設をいう。ただし、法第10条第1項に規定する排水設備を除く。

(6) 削除

2 前項に定めのない用語については、法及び四日市市公共下水道条例(昭和34年四日市市条例第8号。以下「条例」という。)の定めるところによるものとする。

(行為の申請)

第3条 処理区域の区域外から公共下水道管に接続しようとする者は、条例第21条に規定する申請書のほかに、別に定める細則(以下「細則」という。)で規定する申請書を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

て、四日市市(以下「市」という。)が定める下水道基本計画区域をいう。

(2) 事業計画区域 下水道を設置するに当たり、法第4条により市が事業計画を定めた区域をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 接続管 使用者の汚水を使用地から供用管へ放流するために、使用者が公道下へ設置する排水施設をいう。(法第10条第1項に規定する排水設備を除く。)

(6) 面整備工事 各戸の排水設備を接続するために行う公設汚水枿の設置及び管路布設工事をいう。

2 前項に定めのない用語については、法の定めるところによるものとする。

(行為の申請)

第3条 処理区域の区域外から公共下水道管に接続しようとする者は、四日市市公共下水道条例(昭和34年四日市市条例第8号。以下「条例」という。)第21条に規定する申請書のほかに、別に定める細則(以下「細則」という。)で規定する申請書を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(許可又は不許可の通知)

第4条 管理者は、前条に規定する接続許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の決定をするものとする。

2 前項の決定をしたときは、文書をもって当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条の規定により許可を受けた者が接続工事を中止するときは、管理者に届け出なければならない。

(受益者負担金)

第7条 四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成10年四日市市条例第6号)第9条第2項第5号の規定を準用し免除するものとする。

(接続工事の完成検査)

第8条 接続許可を受けた者は、接続工事を完成したとき、遅滞なく、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、工事が接続許可の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

(許可又は不許可の通知)

第4条 管理者は、前条に規定する接続許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の決定をしなければならない。

2 前項の決定をしたときは、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 前条の規定により許可を受けた者が接続工事を中止するときは、管理者に届け出るものとする。

(接続負担金)

第7条 第3条に規定する申請に係る土地について、管理者は、当該申請時に細則に定める接続負担金を徴収するものとする。

2 管理者は第4条に規定する不許可の決定をしたとき及び第5条に規定する届を受理したときは、前項に規定する接続負担金を還付しなければならない。

(接続工事の完成検査)

第8条 接続許可を受けた者は、接続工事を完成したとき、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、工事が接続許可の内容に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

3 管理者は、前項の検査の結果、工事が接続許可の内容に適合していると認め
たときは、接続許可を受けた者に、遅滞
なく通知するものとする。

(接続管の帰属)

第9条 接続許可を受けた者が設置した
接続管は、前条第3項による認定のの
ち、原則として市に帰属するものとする。

(接続管の維持管理)

第10条 市に帰属した接続管は、原則
として、四日市市上下水道局が維持管理
するものとする。ただし、接続許可を受
けた者は、工事完了後1年間は、工事の
かきを補修し、又はそのかきによって生
じた損害の補償について、その責めを負
わなければならない。

(接続許可書の無効)

第11条 許可の日から1年を経過して
も、工事が着手されない場合は、その許
可を無効とする。

(細則)

第12条 この要綱の施行に関して必要
な事項は、細則で定める。

3 前項の検査の結果、工事が接続許可
の内容に適合していると認めたときは、
管理者は、細則に定める検査済書を交付
しなければならない。

(接続管の帰属)

第9条 接続許可を受けた者が設置した
接続管は、前条の規定による検査済書を
交付したとき、市に帰属するものとする。

(接続管の維持管理)

第10条 市に帰属した接続管は、原則
として、四日市市上下水道局が維持管理
するものとする。ただし、検査済書を受
けた者は、工事完了後1年間は、工事の
かきを補修し、又はそのかきによって生
じた損害の補償について、その責めを負
わなければならない。

(接続許可書の無効)

第11条 許可した日から1年を経過し
ても、工事が着手されない場合は、その
許可を無効とする。

(細則)

第12条 この要綱の施行に関しての必
要な事項は、細則で定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

(上下水道局技術部下水維持課)